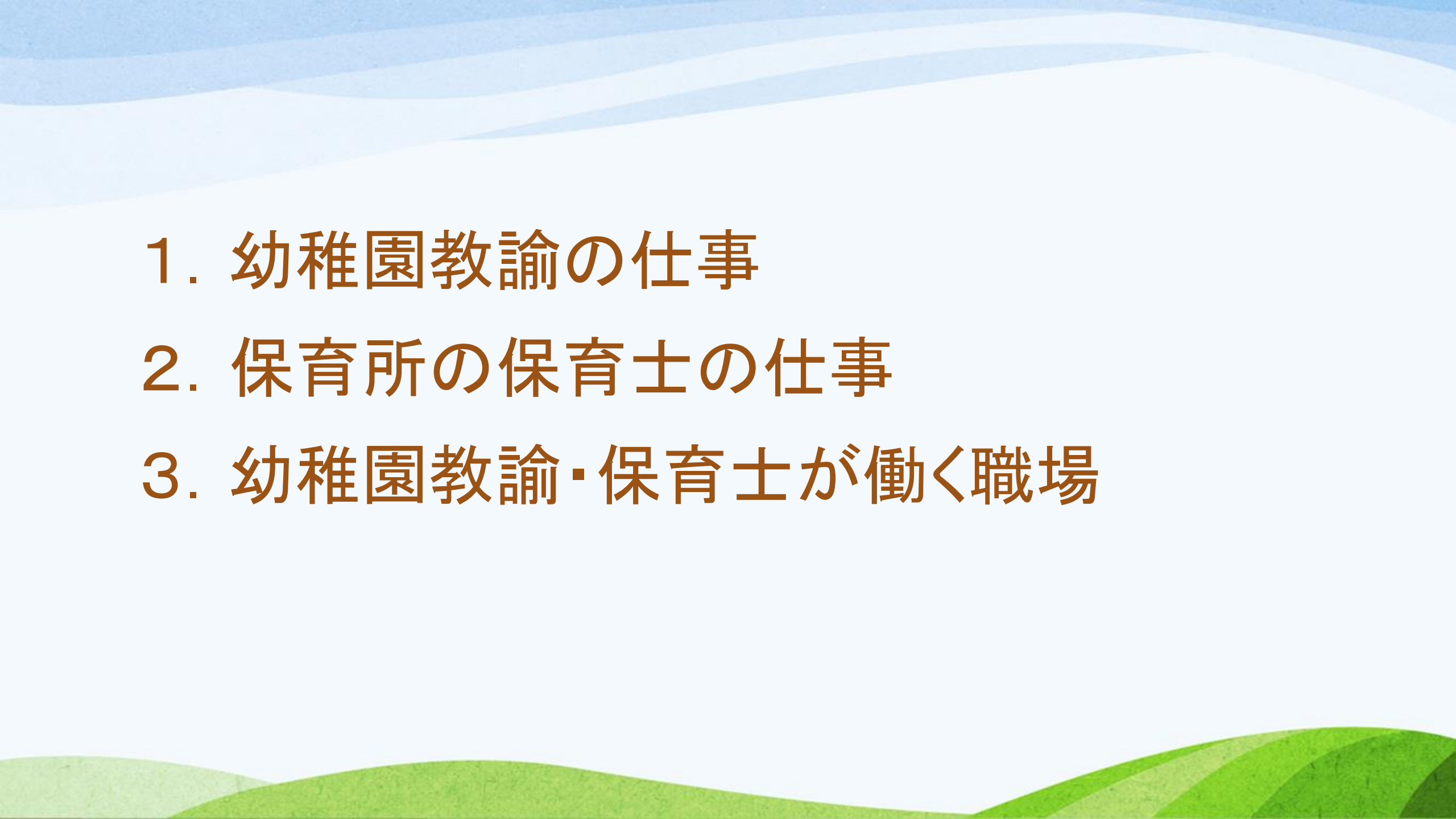




幼児教育・保育の世界

幼稚園教諭・保育士の仕事について

- 
1. 幼稚園教諭の仕事
 2. 保育所の保育士の仕事
 3. 幼稚園教諭・保育士が働く職場



1. 幼稚園教諭の仕事

幼稚園教諭とは？

- ・幼稚園は、学校教育法第1条に定められている学校です。
- ・その幼稚園で教員として働く人が幼稚園教諭です。
- ・幼稚園で教員として働くためには、幼稚園教諭免許状(教員免許)が必要です。

幼稚園の教育時間は？

- ・幼稚園の教育課程としての教育時間は、幼稚園教育要領の中で「幼稚園の1日の教育課程に係る教育時間は、4時間を標準とする。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮するものとする。」と定められています。

何歳の子どもが対象？

- ・満3歳から小学校就学前までの子どもたちを教育します。
- ・実際には、満3歳になった翌年の4月から入園できる園が多いようですが、満3歳から入園できる園もあります。

どんなことを教える？

- ・幼稚園で教える内容については、国によって幼稚園教育要領の第2章に示されています。それを踏まえた上で各幼稚園で教育目標・計画を立てて行います。
- ・小学校からの教科ごとによる教育を行うのではなく、幼稚園の生活の全体を通じて、幼児がさまざまな体験を積み重ねる中で子どもの成長を促していきます。

幼稚園の1日の流れ

7:00～通園バス送迎

7:30～預かり保育

8:30～職員朝礼

9:00～登園

9:30～朝の会、午前のプログラム

11:30～昼食、自由遊び

13:00～午後のプログラム

15:00～お帰りの会、降園

預かり保育

通園バス送迎、

清掃などの環境整備。

翌日以降の教材準備

16:30～職員終礼

18:30～預かり保育終了

延長保育(預かり保育)

- ・1日の教育時間が終わった後、子育て支援として、夕方まで預かり保育を行う園も多くあります。
- ・その他、園独自で水泳やサッカーなどのスポーツ教室、音楽教室、英語教室などの時間外の教育活動を行う園もあります。

延長保育等についてはクラス担当教員とは別の教職員、外部講師が担当する場合があります。

未満児保育

- ・地域の子育て支援として、3歳未満児の保育を行う園も多くあります。この場合も、クラス担当の教員とは別の教職員が担当する場合があります。
- ・対象は未満児とその保護者を対象に週に1回程度実施するケースと、1～2歳児のクラスを設けて保育するケースがあります。



2. 保育所の保育士の仕事

保育士とは？

・保育士とは児童福祉法第1章第18条に児童福祉施設において「専門的知識及び技術をもって、児童の保育および児童の保護者に対する保育に関する指導を行うことを業とする者」と定められた国家資格です。

・保育所だけでなく、乳児院や児童養護施設などの児童福祉施設において、保育に欠ける環境にいる子どもたちの保育を担います。

保育士が対象とする子どもとは？

対象となる子どもの年齢は、それぞれの児童福祉施設で違います。

ここでは3つの施設を例示します。

- ・保育所 0歳～小学校就学前の乳幼児
- ・乳児院 主に0歳から2歳未満の乳児
- ・児童養護施設

乳児を除く原則18歳までの児童

保育所の保育時間は？

認可保育所の場合、保育時間は1日につき原則と8時間と定められています。ただし、、保護者の就労状況や家庭の状況等によって、1日最大11時間の保育時間が認められ、保護者の就業状況等で違ってきます。

保育士は8時間のローテーション勤務です。

保育所の役割とは？

保育所の役割については国の示す保育所保育指針で次のように定められています。(一部抜粋)

- ・保育を必要とする子どもの保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする児童福祉施設である。
- ・保育所はその目的を達成するために養護と教育を一体的に行うことを特性としている。

保育の内容

保育所保育指針の第2章で

乳児の保育の内容

1歳以上3歳未満児の保育の内容

3歳以上児の保育の内容

が示されています。ただし、必ず養護における「生命の保持」「情緒の安定」を図るための保育士の援助、関わりと一体的に行うようにと示されています。

特に乳児、1～2歳児に対しては、食事や排せつ、衣服の着脱など子どもが生活に必要な能力を身に付けるために保育士の援助や関わりが必要となります。

3歳以上児の保育については、幼児教育を行う施設として、幼稚園教育と共通した内容を保育士が行います。

保育所の1日の流れ(2歳児クラス)

7:00～順次登園

個々の遊び

9:30～朝の会

10:00～午前の活動(散歩、室内遊びなど

その日のプログラム)

11:30～給食(食事の介助、後片づけ)

12:30～午睡準備(着替え・排泄の介助)

13:00～午睡(午睡の間に職員連絡)

15:00～午睡片付け(着替え・排泄介助)

15:15～午後のおやつ

15:45～帰宅準備

16:00～保護者の迎えで順次降園

清掃などの環境整備、教材準備

延長保育の子どもは室内遊び

19:00～延長保育終了



3. 幼稚園教諭・保育士の職場

幼稚園教諭として働く職場は

主に幼稚園となります。

ただし、現在は未満児の保育や延長保育などの預かり保育を行っている園も多く、また幼稚園型の認定こども園として運営される園も増え、幼稚園教諭免許状と共に保育士資格を併せ持つことが推奨されています。

保育士として働く職場は

保育所、乳児院、児童養護施設など様々な児童福祉施設がありますが、多くの保育士は保育所で働いています。ただし、保育所も幼児教育を担う施設として幼稚園教育と共通していること、認定こども園として運営されている園もあり、幼稚園教諭免許状も持つことが推奨されています。

幼稚園教諭免許状と保育士資格

の両方を持つ人は、幼稚園、保育所などの児童福祉施設に加え、幼保連携連携型認定こども園で保育教諭として働くことができます。

その他、保育士として認可保育所以外の小規模保育所(0～2歳児)や企業内保育所で働く人、幼稚園教諭や保育士としての経験を活かして学童保育所や地域の子育て支援事業などで働く人もいます。